

第 4 回 会 議 資 料

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日 (金) 午 後 1 時 3 0 分 ~

釧 路 全 日 空 ホ テ ル 3 階 万 葉 の 間

釧 路 地 域 4 市 町 合 併 協 議 会

第4回釧路地域4市町合併協議会会議次第

日時：平成16年11月12日（金）午後1時30分～

会場：釧路全日空ホテル 3階 万葉の間

1 開 会

2 報告事項・・ 3ページ

報告第1号 委員の変更について

報告第2号 小委員会の開催状況について

報告第3号 調整方針修正案について

3 協議事項・・ 8ページ

協議第 1号 新市の名称について

協議第 2号 地方税の取扱いについて

協議第 3号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第 4号 国民健康保険事業について

協議第 5号 介護保険事業について

協議第 6号 ごみ・し尿処理事業について

協議第 7号 環境関連事業について

協議第 8号 障害者福祉事業について

協議第 9号 高齢者福祉事業について

協議第10号 児童福祉事業について

協議第11号 保健医療事業について

協議第12号 保育事業について

協議第13号 その他福祉事業について

協議第14号 農林水産関連事業について

協議第15号 商工・観光関連事業について

協議第16号 勤労者・消費者関連事業について

協議第17号 建設関連事業について

協議第18号 都市計画事業について

協議第19号 市町村営住宅事業について

協議第20号 上・下水道事業について

協議第21号 公立病院等について

（以降、協議第22号～協議第37号については追加資料を参照）

協議第22号 財産・基金等の取扱いについて

協議第23号 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて

協議第24号 一般職の職員の身分等の取扱いについて

協議第25号 条例、規則等の取扱いについて

協議第26号 行政委員会の取扱いについて

協議第27号 一部事務組合・公社等の取扱いについて

- 協議第28号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第29号 補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く）について
- 協議第30号 慣行・顕彰の取扱いについて
- 協議第31号 消防防災事業について
- 協議第32号 消防団について
- 協議第33号 電算システム事業について
- 協議第34号 情報公開及び広報広聴事業について
- 協議第35号 姉妹都市及び国際・国内交流事業について
- 協議第36号 住民活動支援及び交通関連事業について
- 協議第37号 その他事務事業について

4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90ページ
（1）第5回協議会の開催予定について

5 閉 会

資 料 一 覧

- ・資料1 小委員会の開催状況について

- ・資料2 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表【別添】
 - 2 - 1 行財政小委員会
 - 2 - 2 住民生活小委員会
 - 2 - 3 健康福祉小委員会
 - 2 - 4 産業経済小委員会
 - 2 - 5 都市環境小委員会
 - 2 - 6 教育文化小委員会

- ・資料3 調整方針修正案【別添】
 - 3 - 1 住民生活小委員会
 - 3 - 2 産業経済小委員会
 - 3 - 3 都市環境小委員会

- ・資料4 合併協定項目関係資料

- ・資料5 「新市の名称候補」に対する意見募集結果報告書【別添】

報告第 1 号

委員の変更について

【 1 】委員の変更

市町村名	委員区分	変更前	変更後	変更年月日
白糠町	4号委員	村田仁美	宮本一孝	平成16年10月27日

【 2 】小委員会委員の変更について

住民生活小委員会

市町村名	委員区分	変更前	変更後	変更年月日
白糠町	4号委員	村田仁美	宮本一孝	平成16年10月27日

資料 1

報告第 2 号

小委員会の開催状況について

【 1 】広報広聴小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年10月14日(木)午後1時30分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

2. 協議事項

(1) 協議会だより第3号の発行について

- ・ 11月1日発行の協議会だより第3号の内容について承認した。

【 2 】新市建設構想小委員会

第4回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年10月8日(金)午後2時～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

2. 協議事項

(1) 新市の名称について

- ・ 新市の名称候補に対する意見募集結果が報告され、新市の名称を「釧路市」とすることを承認し、次回協議会に提案することとした。

(2) 新市建設計画(素案)について

- ・ 新市建設計画(素案)の附属資料が提案され、承認することとした。

第5回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年10月22日(金)午後1時～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

2. 協議事項

(1) 新市建設計画(素案)について

- ・ 新市建設計画(素案)、第6章財政計画(案)について説明があり、継続協議することとした。

【3】行財政小委員会

第4回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年10月14日(木)午後2時30分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

2. 協議事項

(1) 地域審議会等・議会議員の取扱いについて

- ・ 地域審議会等の取扱い及び議会議員の取扱いについて、各市町での検討状況が報告され、協議を行ったが結論に至らず継続協議することとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・ 行財政小委員会所管に係る合併協定項目案19項目が提案され、継続協議することとした。

(3) 財政計画(案)について

- ・ 新市建設計画(素案)、第6章財政計画(案)について説明があり、継続協議することとした。

第5回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年11月2日(火)午後1時30分～
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 6階 大会議室

2. 協議事項

(1) 地域審議会等・議会議員の取扱いについて

- ・ 地域審議会等の取扱い及び議会議員の取扱いについて、前回に引き続き協議を行ったが結論に至らず継続協議することとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・ 前回小委員会で継続協議とすることとなった行財政小委員会所管に係る合併協定項目16項目についての協議を行い、承認することとした。

(3) 財政計画(案)について

- ・ 新市建設計画(素案)、第6章財政計画(案)について説明があり、継続協議することとした。

【4】住民生活小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年10月4日(月)午後1時30分～
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

2. 協議事項

(1) 調整方針修正案の検討について

- ・ 前回小委員会で再提案されることとなった1項目が提案され、承認することとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・ 住民生活小委員会所管に係る合併協定項目案17項目が提案され、承認することとした。

【5】健康福祉小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年9月30日(木)午後1時30分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

2. 協議事項

(1) 合併協定項目案の検討について

- ・ 健康福祉小委員会所管に係る合併協定項目案13項目が提案され、承認することとした。

【6】産業経済小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年10月1日(金)午後1時30分～
- ・場所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

2. 協議事項

(1) 調整方針修正案の検討について

- ・ 前回小委員会で再提案されることとなった1項目が提案され、承認することとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・ 産業経済小委員会所管に係る合併協定項目案8項目が提案され、承認することとした。

【7】都市環境小委員会

第3回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年10月5日(火)午後1時30分～
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

2. 協議事項

(1) 調整方針修正案の検討について

- ・ 前回小委員会で再提案されることとなった1項目が提案され、承認することとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・ 都市環境小委員会所管に係る合併協定項目案16項目が提案され、承認することとした。

第4回小委員会

1. 開催日時及び場所

- ・日時 平成16年11月1日(月)午後1時30分～
- ・場所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

2. 協議事項

(1) 調整方針修正案の検討について

- ・ 第2回小委員会で再提案されることとなった1項目が提案され、承認することとした。

(2) 合併協定項目案の検討について

- ・ 都市環境小委員会所管に係る合併協定項目案1項目が提案され、承認することとした。

報告第3号

調整方針修正案について

別添資料2(調整方針修正及び協定書整理状況一覧表)及び別添資料3(調整方針修正案)を参照

協議第1号

新市の名称について

新市の名称について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	03	新市の名称
釧路市とする。		

協議第 2 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	08	地方税の取扱い
1		現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 釧路市の都市計画税
2		各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 市町民税 個人市町民税は標準税率を採用。 また、法人市町民税は制限税率に統合するが、標準税率を適用している音別町は合併後 3 年程度現行を引き継ぐ。 (2) 固定資産税 (3) 軽自動車税 (4) 市町たばこ税
3		釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 固定資産の評価 釧路市の制度に統合するが、以下、ア～イの経過措置を設ける。 ア 在来分家屋評価は合併後 5 年程度で調整 イ 新增築家屋評価は新市の評価基準（再建築費評点基準表）で実施するが、合併後 5 年程度は旧市町の物価水準補正率を適用するなどの調整を行う (2) 鉱産税
4		阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 入湯税

【参 考】 08 地方税の取扱い『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) <u>釧路市の都市計 画税</u>	06-01-04-15 【先行調整項目】	① 新たに都市計画税を賦課する場 合には、都市計画区域のあり方について検 討が必要
	(2) 納期前納付	06-01-09-01	① 前納報奨金は現行同様に制度化し ない
2 各市町の現行 に基づく統合や 再編を行い、新 市全体に適用す るもの	(1) <u>個人市町民税</u>	06-01-02-01 【先行調整項目】	① <u>標準税率を採用</u>
	(2) 個人市町民税の 減免、非課税	06-01-02-04	① 減免は釧路市の制度に統合
	(3) <u>法人市町民税</u>	06-01-03-01	① <u>制限税率に統合するが、標準税率を 適用している音別町は合併後3年程度現 行を引き継ぐ</u>
	(4) 法人市町民税の 減免、非課税	06-01-03-03	
	(5) <u>固定資産税</u>	06-01-04-01	
	(6) 固定資産税の課 税免除及び不均一課税	06-01-04-14	① 合併後3年程度で現行制度の存続 に向け再編
	(7) 特別土地保有税	06-01-04-16	① 課税は停止されているが残務整理を 統合
	(8) 特別土地保有税 の減免、非課税	06-01-04-18	(同上)
	(9) <u>軽自動車税</u>	06-01-05-01	
	(10) 軽自動車税の減 免、非課税	06-01-05-02	① 減免は釧路市の制度に統合

	(11) <u>市町たばこ税</u>	06-01-06-01	
	(12) 市町たばこ税の課税免除	06-01-06-02 06-01-06-03	
	(13) 過誤納金、還付金、還付加算金	06-01-09-03	
	(14) 延滞金	06-01-09-05	
	(15) 滞納処分、差し押さえ	06-01-09-06	
	(16) 納税の猶予	06-01-09-09	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 個人市町民税の未(無)申告者	06-01-02-05	
	(2) 法人市町民税の休業法人	06-01-03-02	
	(3) 固定資産税の減免、非課税	06-01-04-05	
	(4) 固定資産税の賦課(「固定資産税賦課、減免等」)	06-01-04-08	
	(5) <u>固定資産の評価</u>	06-01-04-20	① <u>釧路市の制度に統合するが、以下、ア～イの経過措置を設ける</u> ア <u>在来分家屋評価は合併後5年程度で調整</u> イ <u>新增築家屋評価は新市の評価基準(再建築費評点基準表)で実施するが、合併後5年程度は旧市町の物価水準補正率を適用するなどの調整を行う</u>
	(6) <u>鉱産税</u>	06-01-08-01	
	(7) 督促、催告	06-01-09-08	

4 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 入湯税	06-01-07-01 【先行調整項目】	
-----------------------------	---------	-------------------------	--

協議第3号

使用料、手数料等の取扱い（保険事業を除く）について

使用料、手数料等の取扱い（保険事業を除く）について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	19	使用料、手数料等の取扱い（保険事業を除く）
1 現行のまま新市に引き継ぐもの		
(1) 小・中学校の給食方式及び給食費 現行を引き継ぎ、合併後、給食単価及びメニューの統一や食材の購入方法などを検討。		
(2) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態及び使用料 設置経緯や各市町の実情が異なり、当面現行の管理運営を引き継ぐ。 また、同一形態の使用料は統合を検討。		
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの		
(1) 河川占用料及び採取料		
(2) 下水道の受益者負担金 「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぐ。 また、納付方法は年4回（納期は7月・9月・11月・1月）、5年間とするが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用。		
(3) し尿処理の収集手数料 リッター当たり5円（税込み）で統合。		
(4) スポーツ施設の使用料 料金体系や減免基準の統合にあたり合併後5年程度の猶予を設けるが、速やかな検討に努める。		
(5) 住民窓口の証明・交付手数料 戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編。		
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの		
(1) 税証明手数料 白糠町の金額とする住宅家屋証明以外の手数料は釧路市に統合。		
(2) 道路占用料		
(3) 市町営住宅の入居資格及び使用料 使用料（家賃）規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行う。		
(4) 下水道使用料		

合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合するが、阿寒湖温泉地区で水道用途が営業用の利用者については、地域の特殊性や使用料の極端な増加に十分配慮し別途段階的に補正。

また、新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含める。

(5) 水道料金

合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本とするが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正。

また、新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性を判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定。

なお、業務用給水装置の新設・改造に伴う負担金も釧路市の制度に統合。

(6) ごみ処理手数料

平成17年4月1日施行の釧路市の手数料で統合。

(7) 斎場・火葬場の使用料

4 新市において廃止するもの

(1) 白糠町の責任技術者の指定登録手数料、排水設備検査手数料

5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 町立幼稚園の入園料・保育料

新幼稚園振興計画を策定し、合併後2年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討。

(2) 保育料

当分の間は現行を引き継ぐが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討。

【参 考】 19 使用料、手数料等の取扱い（保険事業を除く）『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市動物園の施設及び入園料	08-06-01-01	
	(2) 港湾の施設使用料	08-08-03-02	
	(3) 釧路市営有料駐車場の使用料	09-01-07-02	

(4) 釧路市の有料公園施設及び使用料	09-03-01-03	
(5) 公営墓地の使用料	15-07-01-02	① 開設年次等の違いから各墓地の整備環境に差があり、現行を引き継ぐ
(6) 小・中学校の給食方式及び給食費	16-03-02-01 【先行調整項目】	① 現行を引き継ぎ、合併後、地域事情に配慮し、以下、ア～カの項目を検討 ア 給食単価、メニューの統一 イ 食材の購入方法 ウ センター方式への移行 エ 管理運営体制(直営・民営) オ 少子化の進展及び施設の老朽化への対応(改築及び再配置) カ 調理員定数の適正化
(7) 白糠町縫別自然の家(「青少年行政関係施設」)の使用料及び利用	16-05-06-14	
(8) 釧路市立博物館の入館料及び利用	16-06-01-02	
(9) 釧路市立美術館の入館料及び利用	16-06-01-11	
(10) 史跡北斗遺跡展示館の入場料及び利用	16-06-01-19	
(11) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター(「その他芸術・文化施設」)の使用料	16-06-01-23	
(12) 福祉センターの使用料	17-01-02-02	① 合併後1年程度で減免規定を統合

	(13) <u>コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態及び使用料</u>	21-05-03-02	① <u>設置経緯や各市町の実情が異なり、当面現行の管理運営を引き継ぐ</u> ② 同一形態の使用料は統合を検討
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>河川占用料及び採取料</u>	08-02-01-05 【先行調整項目】	
	(2) <u>公園占用許認可及び占用料</u>	09-03-01-04	① 合併後1年程度で統合を調整
	(3) <u>下水道の受益者負担金</u>	10-02-01-02 【先行調整項目】	① 「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぐ ② <u>納付方法は年4回(納期は7月・9月・11月・1月)、5年間とするが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用</u> ③ 減免基準は釧路市の制度を基本に統合するが、地域の特殊性を考慮
	(4) <u>指定給水装置工事業者の指定手数料(「給水設備工事店の取り扱い」)</u>	12-01-03-09	① 事業者指定要件を統合し、手数料は新規申請分から白糠町の制度に統合
	(5) <u>し尿処理の収集手数料</u>	14-02-01-02 【先行調整項目】	① <u>リッター当たり5円(税込み)で統合</u>
	(6) <u>公民館及び公民館活動を担う社会教育施設の使用料</u>	16-05-02-02	① 合併後2年程度で料金体系や減免基準を統合
	(7) <u>釧路市交流プラザさいわい、音別町体験学習センター(「その他社会教育施設」)の使用料及び利用</u>	16-05-03-07	① 合併後3年程度で料金体系や減免基準を統合
	(8) <u>釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館の使用料</u>	16-06-01-14	① 合併後2年程度で料金体系や減免基準を統合
	(9) <u>スポーツ施設の使用料</u>	16-07-01-02 【先行調整項目】	① <u>料金体系や減免基準の統合にあたり合併後5年程度の猶予を設けるが、速やかな検討に努める</u>
	(10) <u>鳥獣飼養許可手数料</u>	20-02-03-11	

	(11) 漁港使用料	20-03-03-02	① 道条例に基づく使用料を引き継ぐ
	(12) 住民窓口の証明・交付手数料	21-03-01-03 【先行調整項目】	① 戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 税証明手数料 (「使用料、手数料」)	06-01-01-11 【先行調整項目】	① 白糠町の金額とする住宅家屋証明以外の手数料は釧路市に統合
	(2) 道路占用料	08-01-04-03 【先行調整項目】	
	(3) 市町営住宅の入居資格及び使用料	08-04-01-02 【先行調整項目】	① 使用料(家賃)規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行う ② 敷金規定及び使用料減免規定は釧路市の基準をベースに統合
	(4) 下水道使用料	10-02-01-01 【先行調整項目】	① 合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合するが、阿寒湖温泉地区で水道用途が営業用の利用者については、地域の特殊性や使用料の極端な増加に十分配慮し別途段階的に補正 ② 新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含める ③ 消費税及び地方消費税(現行4%+1%=5%)は、合併時の税率で統一
	(5) 水道料金	12-05-01-01 【先行調整項目】	① 合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本とするが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正 ② 新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性を判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定 ③ 業務用給水装置の新設・改造に伴う

			負担金も鉏路市の制度に統合 ④ 消費税及び地方消費税(現行4%+1%=5%)は、合併時の税率で統一
	(6) 給水装置工事等の水道関係手数料	12-05-01-03	
	(7) <u>ごみ処理手数料</u>	14-01-01-04 【先行調整項目】	① 平成17年4月1日施行の鉏路市の手数料で統合
	(8) <u>斎場・火葬場の使用料</u>	15-06-01-02 【先行調整項目】	
4 新市において廃止するもの	(1) <u>白糠町の責任技術者の指定登録手数料、排水設備検査手数料(「下水道関係手数料」)</u>	10-02-01-03	
5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) <u>町立幼稚園の入園料・保育料</u>	16-02-01-03 【先行調整項目】	① 新幼稚園振興計画を策定し、合併後2年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討
	(2) <u>保育料</u>	17-05-03-01 【先行調整項目】	① 当分の間は現行を引き継ぐが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討

協議第 4 号

国民健康保険事業について

国民健康保険事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	23 - 01	国民健康保険事業
<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 保険料(税)賦課割合と保険料率 以下、ア～エのとおりとする。 ア 「保険税」を「保険料」に統合 イ 合併後 5 年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編するが、資産割は導入しない ウ 賦課限度額は法定の 53 万円に統一するが、釧路市は段階的に引き上げる エ 納期は釧路市の 10 期に統一</p> <p>(2) 任意給付 出産育児一時金は現行を引き継ぐ。 また、葬祭費は釧路市の制度に統合。</p> <p>(3) 健康診査助成事業 釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぐ。</p> <p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 医療費適正化特別対策</p> <p>3 新市において廃止するもの</p> <p>(1) 健康優良家庭表彰 新たに「健康診査助成事業」に歯科ドック助成を加え代替。</p>		

【参 考】 23 - 01 国民健康保険事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 被保険者証の交付	18-01-01-01	① 合併後2年程度で被保険者証の有効期限を統合 ② 交付は郵送とするが、地域性を考慮し窓口交付も行う ③ 合併時まで資格証明等の取扱いを統合
	(2) 保険料(税)賦課割合と保険料率	18-01-03-01 【先行調整項目】	① 以下、ア～エのとおりとする ア 「保険税」を「保険料」に統合 イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編するが、資産割は導入しない ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するが、釧路市は段階的に引き上げる エ 納期は釧路市の10期に統一
	(3) 保険料の収納体制	18-01-04-01	① 嘱託職員を含めた収納体制を検討
	(4) 任意給付	18-01-05-03 【先行調整項目】	① 出産育児一時金は現行を引き継ぐ ② 葬祭費は釧路市の制度に統合
	(5) 高額医療費貸付	18-01-05-04	
	(6) 健康診査助成事業	18-01-06-01 【先行調整項目】	① 釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぐ
	(7) 国保連合会共同処理	18-01-06-03	① 電算システム統合の方向性により委託内容を調整
	(8) 適正受診のための啓発指導	18-01-06-04	
	(9) 健康づくり推進	18-01-06-05	

	(10) 医療費通知、エイズ予防普及啓発など「その他の保健事業」	18-01-06-08	
	(11) レセプト点検	18-01-07-02	① 合併時までには点検体制を調整
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>医療費適正化特別対策</u>	18-01-07-01	
3 新市において廃止するもの	(1) <u>健康優良家庭表彰</u>	18-01-06-06	① 新たに「 <u>健康診査助成事業</u> 」に <u>歯科ドック助成</u> を加え代替

協議第 5 号

介護保険事業について

介護保険事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	23 - 02	介護保険事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの	
(1)	老人デイサービスセンター 合併後 1 年程度で運営体制を整備。	
(2)	在宅介護支援センター 基幹型及び小規模基幹型の一元化を検討し、地域型を含めた全体の運営体制を整備。	
(3)	施設介護サービス	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	
(1)	配食サービス 当面は現行体制で対応し、受託業者、昼・夕食利用回数の統合を検討。 また、自己負担額は「1食300円」に統一する。	
(2)	移送サービス 利用者や遠方移送の増加による財政負担を考慮し、委託方式を検討。 また、新制度設立までは外出支援サービスを含めた現行体制で対応。	
(3)	介護保険料 平成 17 年度の介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定。	
(4)	介護保険低所得者利用者負担軽減措置 介護保険制度及び国の特別対策に統合。 また、合併後 2 年程度で国の特別対策を上回る音別町の措置を整理。	
(5)	居宅介護サービス 合併後 1 年程度で新市としてのサービスを設定。 また、利用者に地域格差が生じないように、公益的サービスを調整。	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	
(1)	外出支援サービス	

【参 考】 23 - 02 介護保険事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま 新市に引き継ぐ もの	(1) <u>老人デイサービス センター</u>	17-04-03-05	① <u>合併後1年程度で運営体制を整備</u>
	(2) <u>在宅介護支援セ ンター</u>	17-04-03-06	① <u>基幹型及び小規模基幹型の一元 化を検討し、地域型を含めた全体の運 営体制を整備</u>
	(3) <u>施設介護サービス</u>	17-04-08-13 【先行調整項目】	
2 各市町の現 行に基づく統合 や再編を行い、 新市全体に適 用するもの	(1) <u>配食サービス</u>	17-04-05-15 【先行調整項目】	① <u>当面は現行体制で対応し、受託業 者、昼・夕食利用回数の統合を検討</u> ② <u>自己負担額は「1食300円」に統一</u>
	(2) <u>移送サービス</u>	17-04-05-16 【先行調整項目】	① <u>利用者や遠方移送の増加による財 政負担を考慮し、委託方式を検討</u> ② <u>新制度設立までは外出支援サー ビスを含めた現行体制で対応</u>
	(3) 家族介護用品の 支給	17-04-05-21	① 合併後2年程度で国の基準を上回 る制度を整理
	(4) 介護予防	17-04-05-22	① 合併後1年程度で取り組みメニュ ーの拡大、充実を図り、高齢者保健福祉 計画に組み入れる
	(5) 家族介護慰労	17-04-05-23	
	(6) 介護保険事業計 画	17-04-07-01	① 合併後1年程度で新市における計 画を策定
	(7) <u>介護保険料(「介 護保険料の賦課及び徴 収」)</u>	17-04-08-01 【先行調整項目】	① <u>平成 17 年度の介護保険事業計画 策定時に新市において保険料を設定</u>
	(8) 被保険者資格管 理	17-04-08-02	① 合併時に新市としての被保険者証 を発行

	(9) 介護保険低所得者利用者負担軽減措置	17-04-08-04	① 介護保険制度及び国の特別対策に統合 ② 合併後2年程度で国の特別対策を上回る音別町の措置を整理
	(10) 介護認定審査会	17-04-08-06	① 新市として介護認定審査会を設置し、審査会開催日、開催方法及び委員構成等を調整
	(11) 介護保険申請受付事務	17-04-08-07	① 各地域での申請受付体制を調整
	(12) 介護保険料滞納整理事務	17-04-08-08	① 税及び各種料金との徴収部門一元化を検討
	(13) 介護保険苦情・相談	17-04-08-09	① 現行体制を引き継ぎ対応
	(14) 在宅介護相談協力員	17-04-08-12	① 現行体制で移行するが、新市で制度の一元化を図るとともに、各在宅介護支援センターへ在宅介護相談協力員を配置
	(15) 居宅介護サービス	17-04-08-14 【先行調整項目】	① 合併後1年程度で新市としてのサービスを設定 ② 利用者に地域格差が生じないよう、公益的サービスを調整
	(16) その他の介護予防・生活支援	17-04-09-03	① 合併後1年程度で実施事業の統合を図り、高齢者保健福祉計画に組み入れる
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 外出支援サービス	17-04-05-17	① 利用料は介護報酬に基づく
	(2) 介護支援専門員の支援及び指導	17-04-08-11	
	(3) 生きがい対策と健康づくり推進	17-04-09-01	

協議第 6 号

ごみ・し尿処理事業について

ごみ・し尿処理事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	25 - 05	ごみ・し尿処理事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 一般廃棄物処理業者の委託 (2) 白糠町クリーンセンター 合併後 1 年程度 (広域処理施設稼動時まで) 継続使用。 (3) し尿処理対象地区・収集体制・収集方法等	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等 収集体制は現行を引き継ぐが、委託化の方向で効率的な体制を検討。 また、新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみの減 量化・資源化への取組みと合わせ調整。 (2) ごみ資源化 (啓発、排出抑制) 収集は現行を引き継ぐが、品目の統一及び収集回数は統合を図る。 (3) ごみの分別収集推進 合併時まで分別収集区分を調整。 (4) 浄化槽汚泥の収集及び処分 許可業者と浄化槽所有者の契約方式に統合を図る。	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 廃棄物の減量及び処理に関する条例 (2) 釧路市資源リサイクルセンター	

【参 考】 25 - 05 ごみ・し尿処理事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) <u>一般廃棄物処理業者の委託</u> (「ごみ収集人員・車両台数(委託)(一般廃棄物処理業者)」)	14-01-01-02	① 現行方式を引き継ぐ
	(2) <u>白糠町クリーンセンター</u> (「中間処理施設」)	14-01-02-01	① <u>合併後1年程度(広域処理施設稼動時まで)継続使用</u>
	(3) <u>埋立最終処分施設</u>	14-01-02-02	
	(4) <u>し尿処理対象地区・収集体制・収集方法等</u>	14-02-01-01	
	(5) <u>し尿収集委託業者</u>	14-02-01-03	
	(6) <u>釧路市新野処理場</u> (「施設」)	14-02-02-01	
2 各市町の現行 に基づく統合や 再編を行い、新 市全体に適用す るもの	(1) <u>ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等</u>	14-01-01-01 【先行調整項目】	① <u>収集体制は現行を引き継ぐが、委託化の方向で効率的な体制を検討</u> ② <u>新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせて調整</u>
	(2) <u>ごみ資源化(啓発、排出抑制)</u>	14-01-02-03 【先行調整項目】	① <u>収集は現行を引き継ぐが、品目の統一及び収集回数は統合を図る</u> ② <u>処理方式は猶予期間をもって効率的・効果的な方法に調整</u>
	(3) <u>ごみの分別収集推進</u>	14-01-03-01	① <u>合併時まで分別収集区分を調整</u>
	(4) <u>不法投棄、ごみポイ捨て防止</u>	14-01-03-02	① <u>監視体制を強化するとともに、啓発事業により周知を図る</u>

	(5) ごみ処理に係る普及啓発	14-01-03-04	① 講座開催等の事業は再編し、資料・パンフレット作成等の啓発活動は引き継ぐ
	(6) 犬猫等死骸収集	14-01-04-01	① 合併後1年程度(広域焼却炉稼動時)で収集・処分方法を統合
	<u>(7) 浄化槽汚泥の収集及び処分</u>	14-03-01-02	<u>① 許可業者と浄化槽所有者の契約方式に統合を図る</u>
	(8) 釧路市みんなできれいな街にする条例、阿寒町空き缶等ごみの散乱防止に関する条例(「廃棄物対策関係条例」)	15-01-01-01	① 新たな条例に再編
	(9) 一般廃棄物処理基本計画	15-02-01-01	① 現行を引き継ぐが、合併後3年程度で計画期間の見直しを含め積極的な減量化・資源化に配慮した計画に再編
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	<u>(1) 釧路市資源リサイクルセンター(「ごみ資源化(啓発、排出抑制)」)</u>	14-01-02-03 【先行調整項目】	① 新市としての収集項目等を調整
	(2) 釧路市粗大ごみ処理センター	14-01-02-04	
	(3) 分別収集推進協力員制度、環境にやさしい店登録制度など「その他主要なリサイクル推進事務事業」	14-01-06-01	
	<u>(4) 廃棄物の減量及び処理に関する条例</u>	15-02-01-02	

協議第7号

環境関連事業について

環境関連事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	25-06	環境関連事業
1 現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 斎場・火葬場施設 (2) 公害規制地域指定 (3) 公害防止協定		
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 公害苦情処理 (2) 畜犬登録		
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 環境基本計画 合併後3年程度で新市における計画を策定。 (2) 公害防止条例		

【参 考】 25-06 環境関連事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市動物園の 野生生物の保護・増殖	08-06-01-03	
	(2) 釧路市タンチョウ 保護増殖センター(「丹 頂鶴の保護増殖施設」)	08-06-02-01	

	(3) 釧路市丹頂鶴自然公園(「丹頂鶴の飼育展示施設」)	08-06-02-02	
	(4) 釧路市のこどもエコクラブ、阿寒町のグリーンクラブ少年団など「環境保全普及啓発」	15-03-02-01	
	<u>(5) 公害規制地域指定</u>	15-05-02-01	① 現行の指定を引き継ぐ
	<u>(6) 公害防止協定</u>	15-05-02-02	① 現行の協定を引き継ぐ
	<u>(7) 斎場・火葬場施設</u>	15-06-01-01	
	(8) 公営墓地	15-07-01-01	
	(9) 公衆便所	15-11-01-01	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 野生動物の保護	15-04-01-01	
	(2) 公害防止随時調査	15-05-03-02	
	<u>(3) 公害苦情処理</u>	15-05-03-03	① 迅速・適確な処理体制を調整
	(4) 空き地の適正管理	15-08-01-01	① 担当窓口を統一し適正管理に努める
	(5) はち・カラス等の駆除	15-08-02-01	① 直営及び委託業者の活用を継続し、民有地での駆除も行政で対応
	(6) 狂犬病予防事業	15-09-01-01	
	<u>(7) 畜犬登録</u>	15-09-01-02	

	(8) 野犬掃討・畜犬の取締り	15-09-01-03	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 環境基本計画	02-03-05-01	① 合併後3年程度で新市における計画を策定
	(2) 地球温暖化防止実行計画	02-03-05-02	① 合併後3年程度で法定の計画を策定
	(3) グリーン購入制度 (「行政内部での率先実行」)	15-03-02-02	
	(4) 地球温暖化防止に向けた普及啓発(「その他主要な環境保全事務事業」)	15-03-03-01	
	(5) 身近な環境指標生物市民調査(「その他主要な自然保護事務事業」)	15-04-08-01	
	(6) 公害防止条例	15-05-01-01	
	(7) 公害防止定期調査	15-05-03-01	① 現行を引き継ぎ、調査方法や体制を調整

協議第 8 号

障害者福祉事業について

障害者福祉事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	25 - 07	障害者福祉事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 幼児ことばの教室 (2) 障害者福祉施設	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 障害者福祉計画 合併後 1 年程度で新市における計画を策定。 (2) 補装具の給付・修理 (3) 日常生活用具の給付・貸与 (4) 重度障害者等交通費助成 タクシー補助券、ガソリン補助券の選択制とし、助成金額は年間 1 人 12,000 円とするとともに、対象者の拡大を図る。 (5) 特別障害者手当	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 福祉タクシー (2) 障害者援護旅費助成	
4	釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 重度心身障害者医療助成 合併後 3 年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。	

【参 考】 25 - 07 障害者福祉事業 『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) <u>幼児ことばの教室</u>	16-02-02-14	
	(2) <u>障害者福祉施設</u>	17-03-02-01	
	(3) 療育施設	17-03-03-02	
	(4) 障害者地域共同作業所	17-03-03-03	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>障害者福祉計画</u>	02-03-04-02	① <u>合併後1年程度で新市における計画を策定</u> ② 住民参加の策定委員会を組織することが望ましい
	(2) <u>補装具の給付・修理</u>	17-03-05-01 【先行調整項目】	
	(3) <u>日常生活用具の給付・貸与</u>	17-03-05-02 【先行調整項目】	
	(4) 身体障害者短期入所	17-03-05-10	
	(5) デイサービス	17-03-05-11	
	(6) 心身障害者扶養共済制度掛金助成	17-03-05-14	
	(7) 障害者福祉施設整備助成	17-03-05-15	① 合併時までに決定された整備助成は新市に引き継ぐ ② 新市としての助成は合併時までに検討

(8) <u>重度障害者等交通費助成</u>	17-03-05-16 【先行調整項目】	① <u>タクシー補助券、ガソリン補助券の選択制とし、助成金額は年間1人12,000円とするとともに、対象者の拡大を図る</u>	
(9) 身体障害者・知的障害者相談	17-03-05-19		
(10) 身体障害者更生援護施設入所者就職支度金支給	17-03-05-20		
(11) <u>特別障害者手当</u>	17-03-06-01 【先行調整項目】		
(12) 障害者福祉手当	17-03-06-02		
(13) 特別児童扶養手当	17-03-06-05		
(14) 白糠町、音別町の重度心身障害者介護見舞金	17-03-06-06	① 合併後1年程度で「その他の障害者手当・医療」との統合を図る	
(15) 更生医療	17-03-06-08		
(16) 音別町の「その他の障害者手当・医療」	17-03-06-09	① 合併後1年程度で「重度心身障害者介護見舞金」との統合を図る	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 障害者スポーツ振興	17-03-05-03	
	(2) 手話通訳者の派遣	17-03-05-04	
	(3) 要約筆記奉仕員養成	17-03-05-05	
	(4) <u>福祉タクシー</u>	17-03-05-06	
	(5) <u>ガイドヘルパー派遣</u>	17-03-05-07	

	(6) ホームヘルプサービス	17-03-05-08	
	(7) 知的障害者ケアヘルパー派遣	17-03-05-09	
	(8) 段差解消、手すりの設置など「居住環境整備助成」	17-03-05-12	
	(9) 重度身体障害者用自動車購入等助成	17-03-05-13	
	(10) 訪問入浴サービス	17-03-05-17	① 委託先の拡充を図る
	(11) 点字図書及び声の図書	17-03-05-18	
	(12) <u>障害者援護旅費助成</u>	17-03-05-22	【先行調整項目】
	(13) 在宅重度身体障害者訪問診査	17-03-05-23	
	(14) 超低床ノンステップバス購入費助成(「その他の障害者福祉」)	17-03-05-24	
4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>重度心身障害者医療助成</u>	17-03-06-07	① <u>合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整</u>

協議第 9 号

高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	25 - 08	高齢者福祉事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 高齢者福祉施設</p> <p>(2) 老人福祉センター 無料となる老人団体以外の利用者負担を合併後 1 年程度で調整。</p>		
<p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 老人クラブ活動支援 合併後 1 年程度で連合会、支部的組織への支援基準を再編。</p> <p>(2) 敬老事業 合併後 3 年程度で敬老会の対象年齢や行政負担を検討。 また、釧路市の敬老大会は引き継ぐ。</p> <p>(3) 高齢者バス利用助成及び老人入浴費助成 以下、ア～ウのとおり再編し、いずれかの助成の選択性を調整する。</p> <p>ア 支給対象年齢 70 歳以上</p> <p>イ 所得制限 本人非課税</p> <p>ウ 助成額 6,000 円</p> <p>なお、高齢者バス利用助成はバス助成を原則とするが、地域の実情によりタクシー助成の選択も可とし、老人入浴費助成は阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合、現行入浴助成（上限 9,600 円）を継続するが、その期間を合併時まで検討する。</p> <p>(4) 緊急通報体制等整備事業</p> <p>(5) 敬老祝金 現行を引き継ぎ、地域の特殊性に配慮しながら段階的に節目の祝金（88 歳、99 歳、100 歳、101 歳以上に年 5 万円支給）に再編。</p>		
<p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 高齢者福祉施設整備補助</p> <p>(2) 生活管理指導員派遣 派遣は週 1 回 1 時間以内とし、利用者負担額は介護報酬に基づくものとする。</p>		

【参 考】 25 - 08 高齢者福祉事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) <u>高齢者福祉施設</u>	17-04-02-01	
	(2) 老人憩の家	17-04-03-04	① 無料となる老人団体以外の利用者負担を合併後1年程度で調整
	(3) <u>老人福祉センター</u>	17-04-03-07	(同上)
2 各市町の現行 に基づく統合や 再編を行い、新 市全体に適用す るもの	(1) 老人保健福祉計 画	02-03-04-01	① 次期介護保険事業計画に併せ合併 後1年程度で策定し、高齢者保健福祉計 画に統合
	(2) 特別養護老人ホ ーム入所等措置	17-04-03-01 17-04-09-02	
	(3) 高齢者保健福祉 計画	17-04-04-01	① 次期介護保険事業計画に併せ合併 後1年程度で策定
	(4) <u>老人クラブ活動支 援</u>	17-04-05-01 【先行調整項目】	① 合併後1年程度で連合会、支部的組 織への支援基準を再編
	(5) 老人大学	17-04-05-02	① 合併後2年程度で事業統合を検討
	(6) 高齢者福祉バス	17-04-05-04	① 合併後1年程度で運行内容や民間 事業者活用等を調整
	(7) <u>敬老事業</u>	17-04-05-05	① 合併後3年程度で敬老会の対象年 齢や行政負担を検討 ② 釧路市の敬老大会は引き継ぐ
	(8) <u>高齢者バス利用助 成</u>	17-04-05-06	① 以下、ア～ウのとおり再編する ア 支給対象年齢 70歳以上 イ 所得制限 本人非課税 ウ 助成額 6,000円 (バス助成を原則とするが、地域 の実情によりタクシー助成の選択も

		可とする) <u>② 老人入浴費助成との選択性を調整</u>
(9) 高齢者住宅整備 資金貸付金	17-04-05-08	① 利用しやすい制度に再編
(10) 老人入浴費助成	17-04-05-09	① 以下、ア～ウのとおり再編する ア 支給対象年齢 70歳以上 イ 所得制限 本人非課税 ウ 助成額 6,000円 ② 阿寒町地区で「赤いベレー」を選択 する場合は、現行入浴助成(上限 9,600 円)を継続するが、その期間を合併時ま でに検討 ③ 高齢者バス利用助成との選択性を調 整
(11) 日常生活用具給 付・貸与	17-04-05-10	① 老人電話は貸与を継続
(12) 緊急通報体制等 整備事業	17-04-05-11 【先行調整項目】	① 第一通報先の消防への統一、年限 を経過した機器の更新を検討
(13) 単身高齢者声か け運動	17-04-05-12	① 合併後1年程度で対象者、実施方法 を調整
(14) 軽度生活援助	17-04-05-14	① 生活援助員の派遣は釧路市の制度 に統合し、除雪サービスは合併後1年程 度で委託先及び委託料を調整
(15) 外国人高齢者・ 障害者福祉給付金支給 事業(「その他高齢者福 祉」)	17-04-05-24	
(16) 敬老祝金	17-04-06-01 【先行調整項目】	① 現行を引き継ぎ、地域の特殊性に配 慮しながら段階的に節目の祝金(88歳、 99歳、100歳、101歳以上に年5万円支 給)に再編
3 釧路市の現行 に基づき統合し、 新市全体に適用 するもの	(1) 養護老人ホーム入 所等措置	17-04-03-02
	(2) 高齢者福祉施設 整備補助	17-04-05-03

(3) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣	17-04-05-13	
(4) 生きがい活動支援通所	17-04-05-18	
(5) <u>生活管理指導員派遣</u>	17-04-05-19	① <u>派遣は週1回1時間以内とし、利用者負担額は介護報酬に基づくものとする</u>
(6) 生活管理指導短期宿泊	17-04-05-20	① 利用者負担額は釧路市の金額に合わせることを基本に受入施設と協議し、調整

協議第10号

児童福祉事業について

児童福祉事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東 良孝

記

協定項目番号	25 - 09	児童福祉事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 音別町の出産祝金 現行制度を合併後3年程度存続。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) エンゼルプラン(児童育成計画) 現行計画を引き継ぎ、合併後1年程度で新市における計画を策定。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 家庭児童相談室 広域化に伴う相談員の配置は新市で調整。</p>		

【参 考】 25 - 09 児童福祉事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 児童館	17-05-03-02	① 施設は現行を引き継ぎ、児童館・児童クラブのない地域への建設・設立を検討
	(2) 音別町の出産祝金	17-05-06-01	① 現行制度を合併後3年程度存続
2 各市町の現行に基づく統合や	(1) エンゼルプラン (児童育成計画)	02-03-04-03	① 現行計画を引き継ぎ、合併後1年程度で新市における計画を策定

再編を行い、新市全体に適用するもの	(2) 児童手当	17-05-06-02	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 家庭児童相談室	17-05-03-04	① 広域化に伴う相談員の配置は新市で調整
	(2) 助産施設	17-05-03-05	
	(3) 釧路市の保育園開放、里親の会指導育成事業など「その他の児童福祉」	17-05-05-10	

協議第 1 1 号

保健医療事業について

保健医療事業について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	2 5 - 1 0	保健医療事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの	
(1)	保健センター 保有機能は、組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後 1 年程度で統合を調整。	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	
(1)	乳幼児医療費助成（市町村助成） 北海道の助成制度及び 4 市町共通の助成制度に統合するが、合併後 3 年程度で白糠町、音別町の現行制度（拡大分）を段階的に調整。	
(2)	老人医療費助成 65 歳から 69 歳の医療費助成は北海道助成（平成 19 年度で終了予定）に統合。	
(3)	乳幼児健康診査 合併後 1 年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整。 また、集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備。	
(4)	予防接種 合併後 1 年程度で地域に合わせた集団・個別接種方法を検討。 また、委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一。 なお、インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1 回につき 1,050 円に統一。	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	
(1)	各種ガン検診 現行を引き継ぐが、集団・個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定、これまでの経過を尊重した委託方式を調整し、釧路市の制度に統合。	
(2)	人工透析患者通院交通費助成 釧路市の制度（釧路地方腎友会に補助：行政 50%、自己負担 50%）に統合するが、当分の間は現行のままとする。	

【参 考】 25 - 10 保健医療事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) <u>保健センター</u>	19-01-01-04	① <u>保有機能は、組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後1年程度で統合を調整</u>
	(2) 釧路市立高等看護学院	19-01-01-06	
	(3) 休日夜間救急病院	19-02-01-01	① 新市としての運営体制の整備を図る
	(4) 「機能訓練」及びリハビリ教室、転倒予防教室(「その他成人保健事業」)	19-03-03-07 19-03-03-16	① 老人保健事業のA型機能訓練は医療環境が整うまで実施
	(5) 地域医療関係団体への補助	19-03-06-01	① 現行の保健施設整備利子補給分を引き継ぎ、合併後1年程度で補助内容を調整
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 乳幼児医療費助成(北海道助成)	17-05-06-03	
	(2) <u>乳幼児医療費助成(市町村助成)</u>	17-05-06-04 【先行調整項目】	① <u>北海道の助成制度及び4市町共通の助成制度に統合するが、合併後3年程度で白糠町、音別町の現行制度(拡大分)を段階的に調整</u>
	(3) <u>老人医療費助成</u>	18-02-01-02 【先行調整項目】	① <u>65歳から69歳の医療費助成は北海道助成(平成19年度で終了予定)に統合</u>
	(4) 老人保健医療事務	18-02-01-03	① 電算システム統合の方向性により調整
	(5) 老人医療費負担金	18-02-01-04	
	(6) 老人保健事務	18-02-01-05 18-02-01-06 18-02-01-07	

(7) 母子保健計画	19-03-01-01	① 住民参加の策定委員会を組織し、合併後2年程度で新市における計画の策定が必要
(8) 妊婦健康診査及び貧血・風疹抗体検査	19-03-02-01 19-03-02-06	① 妊婦一般健康診査は、前期と後期の2回実施する
(9) 乳幼児健康診査	19-03-02-02 【先行調整項目】	① 合併後1年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整 ② 集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備
(10) 母子保健指導	19-03-02-03	① 合併後1年程度で対象範囲や実施方法等を調整
(11) 育児相談	19-03-02-04	① 合併後1年程度で実施事業や対象者を調整するとともに、随時相談が受けられる体制の整備を図る
(12) 母子健康教室	19-03-02-05	① 合併後1年程度で新市としての取り組み事業を調整
(13) 虐待防止支援事業、幼稚園児口腔衛生指導など「その他の母子保健」	19-03-02-07	① 合併後1年程度で新市としての取り組み事業の拡大・充実を図る
(14) 健康教育	19-03-03-01	① 健康手帳は統合することとし、合併後2年程度で健康日本 21 計画に基づく市町計画の見直しを行い、地域性に配慮した健康教育事業を検討
(15) 成人健康診査及び骨粗しょう症検診(「その他成人保健事業」)	19-03-03-02 19-03-03-16	① 集団・個別検診の両方ができる体制、委託料、検診の種類及び対象年齢を合併後1年程度で検討するが、委託先は現行の継続を基本とする
(16) 「住民健康づくり」及び健康まつり、健康推進委員会の育成など「その他成人保健事業」	19-03-03-04 19-03-03-16	① 合併後1年程度で住民健康づくりの組織・委員、健康まつりの実施内容を調整
(17) 訪問指導	19-03-03-05	① 合併後2年程度で健康日本 21 計画に基づく市町計画の見直しを行い、対象者の優先順位等を地域の実態に合わせて調整
(18) 健康相談	19-03-03-06	(同上)

(19) 結核予防	19-03-03-08	① ツ反・BCGは集団・個別の両方が実施できる体制とし、費用負担を調整するが、結核検診精密検査(2次検診)の費用は無料とする	
(20) 予防接種	19-03-03-09 【先行調整項目】	① <u>合併後1年程度で地域に合わせた集団・個別接種方法を検討</u> ② <u>委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一</u> ③ <u>インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1回につき1,050円に統一</u>	
(21) 感染症対策	19-03-03-10	① エキノコックス症検診は集団・個別検診の両方ができる体制を整備 ② SARS対策は釧路市の制度に統一するが、その他の感染症は新市で対策を講じる	
(22) 歯科保健	19-03-03-11	① 合併後1年程度で事業項目、対象者、委託先及び委託料等を調整	
(23) 健康管理システム	19-03-03-13	① 合併後2年程度で新市としてのシステムを調整	
(24) 健康度評価事業	19-03-03-14	① 合併後2年程度で健康管理システムの統一に合わせて調整	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 健診センター事業	19-01-01-05	
	(2) 病院建設協力事業、健診センター設置協力事業など「医療環境整備」	19-01-01-07	
	(3) 災害時救急医療対策	19-01-01-08	
	(4) <u>各種ガン検診</u>	19-03-03-03 【先行調整項目】	① <u>現行を引き継ぐが、集団・個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定、これまでの経過を尊重した委託方式を調整し、釧路市の制度に統合</u>

(5) 心の健康相談	19-03-03-12	
(6) 人工透析患者通院交通費助成	19-03-03-15 【先行調整項目】	① 釧路市の制度(釧路地方腎友会に補助:行政50%、自己負担50%)に統合するが、当分の間は現行のままとする
(7) 精神保健に係る共同住居運営費補助	19-03-04-01	
(8) 精神保健に係る回復者クラブ運営費補助	19-03-04-02	
(9) 精神障害者通所授産施設支援	19-03-04-03	
(10) 精神障害者共同作業所運営費補助	19-03-04-04	

協議第12号

保育事業について

保育事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	25-11	保育事業
1 現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 保育所		
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 延長保育 釧路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応。 (2) 障害児保育 未受入の解消等を新市で検討。 (3) 地域子育て支援センター事業		
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 一時保育 (2) 休日保育		

【参考】 25-11 保育事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 保育所	17-05-02-01	
	(2) 保育所給食	17-05-05-09	① 現行体制で移行し、新市で費用負担の統一を図る
2 各市町の現行に基づく統合や	(1) 保育所入・退所事務	17-05-03-03	① 受付時期、入所承諾、通所手続き等を再編

再編を行い、新市全体に適用するもの	(2) <u>延長保育</u>	17-05-05-02	① <u>釧路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応</u>
	(3) <u>障害児保育</u>	17-05-05-03	① <u>未受入の解消等を新市で検討</u>
	(4) <u>地域子育て支援センター事業</u>	17-05-05-06	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>一時保育</u>	17-05-05-01	
	(2) <u>休日保育</u>	17-05-05-05	
	(3) <u>産休等代替職員雇用事業(「その他の特別保育等推進事業」)</u>	17-05-05-07	
	(4) <u>高齢者や異年齢児との交流など「保育所地域活動」</u>	17-05-05-08	

協議第 1 3 号

その他福祉事業について

その他福祉事業について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	2 5 - 1 2	その他福祉事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの	
(1)	福祉センター	
(2)	平和記念事業	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	
(1)	母子(寡婦)福祉資金	
(2)	赤十字事業	献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は釧路市地区の制度に統合。
(3)	暖房費助成	現行を引き継ぐが、合併後 1 年程度で対象者及び支給内容(現金支給額・現物支給量)を調整。
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	
(1)	災害遺児手当・卒業祝金	
(2)	生活保護行政に係る組織	広域化に伴うケースワーカーの配置を調整。
(3)	災害援護	
(4)	福祉金庫	
(5)	ウタリ資金貸付事業	
4	釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	
(1)	母子家庭等医療助成	合併後 3 年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。
5	新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	
(1)	社会福祉協議会への委託業務	現行の委託を継続し、合併後 1 年程度で業務内容を協議調整。

【参 考】 25 - 12 その他福祉事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) <u>福祉センター</u>	17-01-02-01	
	(2) 釧路市の母子生活支援施設	17-06-01-01	
	(3) 生活館等の管理運営	17-09-01-01	① 施設は現行を引き継ぎ、合併後1年程度で使用料を調整
	(4) <u>平和記念事業</u>	17-10-01-01	① 釧路戦没者追悼式は現行を引き継ぎ、町単位の追悼式等も実施する方向で調整
2 各市町の現行 に基づく統合や 再編を行い、新 市全体に適用す るもの	(1) <u>母子(寡婦)福祉 資金</u>	17-06-02-02 【先行調整項目】	
	(2) 児童扶養手当	17-06-03-01	
	(3) DV(家庭内暴力) 対策	17-07-01-01	
	(4) 行旅死病人援護	17-10-01-03	
	(5) <u>赤十字事業</u>	17-10-01-05 【先行調整項目】	① 献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は釧路市地区の制度に統合
	(6) 遺族会補助	17-10-01-07	① 各組織への支援を引き継ぐが、合併後1年程度で新市としての基準を定める
	(7) <u>暖房費助成</u>	17-10-01-09	① 現行を引き継ぐが、合併後1年程度で対象者及び支給内容(現金支給額・現物支給量)を調整
	(8) 地域福祉計画	17-10-02-01	① 合併後1年程度で広域化に対応した計画に再編

	(9) 人権擁護委員	17-11-01-01	① 委員の任期及び委員会への補助金を調整
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 民生委員・児童委員活動補助	17-02-01-01	
	(2) 母子寡婦福祉連合会等補助	17-06-02-03	
	(3) <u>災害遺児手当・卒業祝金</u>	17-06-03-02	
	(4) <u>生活保護行政に係る組織</u>	17-08-03-01	① <u>広域化に伴うケースワーカーの配置を調整</u>
	(5) <u>ウタリ資金貸付事業</u>	17-09-01-02 【先行調整項目】	
	(6) 生活館運営協議会の設置(「審議会・協議会の設置状況」)	17-09-01-03	
	(7) <u>災害援護</u>	17-10-01-02	
	(8) 行旅困窮者援護	17-10-01-04	
	(9) 福祉ボランティア育成	17-10-01-08	
	(10) <u>福祉金庫</u>	17-10-01-10	
	(11) 福祉統計・福祉広報	17-10-01-11	
4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>母子家庭等医療助成</u>	17-06-03-03	① <u>合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整</u>

5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 阿寒町の母子世帯等児童の学校給食費助成(「その他の母(父)子福祉」)	17-06-02-04	① 合併後1年程度で新市としての実施事業を調整
	(2) <u>社会福祉協議会への委託業務</u>	17-11-02-02	① <u>現行の委託を継続し、合併後1年程度で業務内容を協議調整</u>

協議第 1 4 号

農林水産関連事業について

農林水産関連事業について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	2 5 - 1 3	農林水産関連事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの	
(1)	畜産環境整備特別対策	
(2)	農業環境改善センター、農産物加工所など「農業・畜産業関連施設」 施設は現行を引き継ぎ、合併後 3 年程度で地域性に配慮した使用料を検討し、減免基準を統一。	
(3)	釧路市、白糠町の漁港施設	
(4)	釧路市中央卸売市場	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	
(1)	農業振興計画、森林整備計画 農業振興計画は地域農業マスタープラン等に基づき策定し、森林整備計画は統合を行い引き継ぐ。	
(2)	農業基盤整備	
(3)	農業経営基盤強化促進対策 現行の事業を引き継ぐとともに、新市における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定。	
(4)	B S E (牛海綿状脳症) 対策 協議会及び対策本部は現行目的を引き継ぎ統合。 また、音別町の感染牛所有者補助事業を引き継ぐが、補助金は新市で調整。	
(5)	農業後継者対策 農業後継者対策協議会及び担い手育成センターは、それぞれ統合し引き継ぐ。 また、音別町の林業・商工に係る対策は新市で検討。	
(6)	公有林整備 合併後 3 年程度で新市における森林施業計画を策定し、終期を統合。	
(7)	種苗放流、増養殖など「栽培漁業」	
(8)	水産加工振興対策	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	
(1)	漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業など「漁場管理対策」	
(2)	加工残滓有効活用等の水産加工環境対策	

4 阿寒町・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) ヒグマ有害駆除対策

ヒグマ有害駆除員は合併時に非常勤職員として発令。

5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」の適用状況により、新市としての整備方針を検討。

(2) エゾシカ有害駆除対策

エゾシカ有害駆除員、猟友会等への補助金を調整。

【参 考】 25 - 13 農林水産関連事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 畜産環境整備特別対策	20-01-03-07	① 債務負担行為を引き継ぐ
	(2) 家畜共進会	20-01-03-15	① 開催方法を新市で検討
	(3) 釧路市、阿寒町の「阿寒酪農振興会への運営費補助」(「酪農対策」)	20-01-03-16	① 他の農業団体への方針と併せて調整
	(4) 白糠町の新山村振興等農林漁業特別対策	20-01-03-24	
	(5) 農業環境改善センター、農産物加工所など「農業・畜産業関連施設」	20-01-04-01	① <u>施設は現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域性に配慮した使用料を検討し、減免基準を統一</u>
	(6) 公共牧場	20-01-04-02	① 施設は現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域事情に配慮した管理運営主体や使用料、委託料及び貸付料を調整

	(7) 大楽毛水産加工団地(「水産加工団地形成」)	20-03-02-04	
	(8) 釧路市、白糠町の漁港施設	20-03-03-01	
	(9) 釧路市設魚揚場	20-03-03-03	
	(10) 釧路市水産加工振興センター	20-03-03-04	
	(11) 千代ノ浦マリンパーク	20-03-03-06	
	(12) マリン・トポスくしろ(「水産資料室」)	20-03-03-07	
	(13) 釧路市中央卸売市場	20-04-01-01	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 農業振興計画、森林整備計画	02-03-06-02	① 農業振興計画は地域農業マスタープラン等に基づき策定し、森林整備計画は統合を行い引き継ぐ
	(2) 農業振興地域整備計画	20-01-02-01	① 新市における計画を策定するとともに、農振農用地区域と都市計画調整区域との調整を図る
	(3) 山村振興計画	20-01-02-02	①「一部振興山村」に指定
	(4) 農業農村整備事業管理計画	20-01-02-03	① 新市建設計画に基づく計画を策定
	(5) 農業基盤整備	20-01-03-01	① 現行の農道を引き継ぎ、農業基盤整備事業を計画的に推進
	(6) 土地改良	20-01-03-05	① 支援施策に相違のある現行の実施事業を事業終了年次まで引き継ぐが、合併後2年程度で単独制度を調整

(7) 農業経営基盤強化促進対策	20-01-03-06 【先行調整項目】	① 現行の事業を引き継ぐとともに、新市における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定
(8) 酪農ヘルパー利用推進	20-01-03-08	① 合併後3年程度で補助基準を統合 ② 利用組合の統合は農協合併の推移を見て調整
(9) 肉用牛経営振興	20-01-03-09	① 合併後1年程度で補助基準等の統合を検討
(10) 農地流動化地域総合推進	20-01-03-11	
(11) BSE(牛海綿状脳症)対策	20-01-03-12	① 協議会及び対策本部は現行目的を引き継ぎ統合 ② 音別町の感染牛所有者補助事業を引き継ぐが、補助金は新市で調整
(12) 家畜防疫対策	20-01-03-13	① 助成措置等の差異を調整
(13) 畜産振興	20-01-03-17	① 現行事業を終了年次まで引き継ぎ、各市町の畜産振興条例等を網羅した制度に再編
(14) 農作物被害防止対策	20-01-03-19	① エゾシカ牧柵施設の維持管理等を新市で調整
(15) 農地情報管理システム整備	20-01-03-20	① 合併後3年程度で電算システムを一元化
(16) 農業経営改善支援センターにおける認定農業者育成	20-01-03-21	① 新市における「農業経営基盤強化促進基本構想」及び「農業経営改善計画認定要領」を策定 ② 農業協同組合の意見等が反映される認定審査会審査員の選任を調整

(17) 農業地域活性化イベント	20-01-03-23	① 合併後3年程度でこれまでの経緯及び地域実情を尊重した調整を図るが、開催方法や運営方法等を行政と実施団体間で協議するとともに、PR等の連携により相乗効果を高める
(18) 地籍調査	20-01-03-25	① 成果の維持管理を継続的に行うとともに、休止地区・未実施地区の事業実施を調整
(19) 農業後継者対策	20-01-03-26 【先行調整項目】	① <u>農業後継者対策協議会及び担い手育成センターは、それぞれ統合し引き継ぐ</u> ② <u>音別町の林業・商工に係る対策は新市で検討</u>
(20) 農業用廃プラスチック適正処理対策	20-01-03-27	① 未設置町も含め対策協議会の統合を行なうとともに、農業者の負担軽減対策を統合して引き継ぐ
(21) 農地基本台帳整備	20-01-03-28	① 合併後3年程度で電算システムを一元化
(22) 標準小作料改訂	20-01-03-29	① 合併後1年程度で農業委員会ごとに標準小作料を再編
(23) 国有農地等管理	20-01-03-30	
(24) 農地法許可等業務	20-01-03-31	
(25) 農地利用集積推進	20-01-03-32	
(26) 農業者年金	20-01-03-33	
(27) 乳牛検定事業	20-01-03-34	① 合併後3年程度で補助基準を統合 ② 乳検組合の統合は農協合併の推移を見て調整

(28) 野菜振興	20-01-03-35	① 合併後3年程度で補助基準を統合 ② 野菜組合の統合は農協合併の推移を見て調整
(29) 森林整備計画	20-02-02-01	
(30) <u>公有林整備</u>	20-02-03-01	① 合併後3年程度で新市における森林施業計画を策定し、終期を統合
(31) 分収造林保育	20-02-03-02	① 現行の契約は引き継ぐ
(32) 間伐実施	20-02-03-03	
(33) 森林施業計画認定・伐採届受理	20-02-03-04	
(34) 流域森林総合整備推進	20-02-03-05	① 合併後2年程度で新市における整備推進計画を策定
(35) 森林病虫害防除	20-02-03-06	
(36) 森林保険	20-02-03-07	① 山林の現況に応じて保険加入内容を調整
(37) 緑の募金	20-02-03-08	
(38) 林業担い手対策	20-02-03-12	
(39) 治山事業	20-02-03-13	
(40) <u>種苗放流、増養殖など「栽培漁業」</u>	20-03-02-01	① 漁業振興補助は釧路市と白糖町の見直し年度に合わせ、合併後3年程度で要件や漁協との協議に基づく補助率等を統合
(41) <u>水産加工振興対策</u>	20-03-02-05 【先行調整項目】	① 平成15年度策定の計画を引き継ぐ

	(42) 水産業後継者育成	20-03-02-09	① 現行の事業をベースに統合し、補助内容を調整 ② 協議会や青年部の方向性は団体の協議に委ねる
	(43) 釧路市の岩見浜海岸環境整備事業、おさかなまつり開催事業など「その他水産振興事業」	20-03-02-10	① 合併後1年程度で釧路市の実施事業をベースに見直しを検討
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業など「漁場管理対策」</u>	20-03-02-02 【先行調整項目】	
	(2) 水産物消費拡大促進	20-03-02-06	① 現行事業をベースに統合し、水産物消費拡大を図る
	(3) <u>加工残滓有効活用等の水産加工環境対策</u>	20-03-02-07	
	(4) 国際漁業対策	20-03-02-08	
	(5) 水産統計調査	20-03-05-01	
4 阿寒町・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>ヒグマ有害駆除対策(「有害鳥獣対策」)</u>	20-02-03-09 【先行調整項目】	① <u>ヒグマ有害駆除員は合併時に非常勤職員として発令</u>
5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) <u>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進</u>	20-01-03-14	① <u>「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」の適用状況により、新市としての整備方針を検討</u>
	(2) 食料・環境緊急確立対策事業、草地整備事業費補助など「その他農業振興対策事業」	20-01-03-36	① 国営・道営・公社営事業は現行を引き継がれるが、市町営事業は合併後2年程度で新市としての事業振興を調整

<p>(3) エゾシカ有害駆除 対策(「有害鳥獣対策」)</p>	<p>20-02-03-09 【先行調整項目】</p>	<p>① エゾシカ有害駆除員、猟友会等への 補助金を調整</p> <p>② 猟友会の方向性は団体の協議に委 ねる</p>
<p>(4) 森林整備対策事 業、民有林振興対策事 業など「その他林業振 興事業」</p>	<p>20-02-03-14</p>	<p>① 国営・道営事業は引き継がれるが、 市町営事業は合併後2年程度で新市とし ての事業振興を調整</p>

協議第 15 号

商工・観光関連事業について

商工・観光関連事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	25 - 14	商工・観光関連事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 阿寒町、白糠町の「道の駅管理運営」 (2) 釧路工業技術センター (3) 温泉保養施設 (4) 釧路市観光国際交流センター	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 産炭地振興対策 釧路産炭地域総合発展機構の基金出資金を引き継ぎ、石炭産業・産炭地振興の協議会は釧路市の現行に統合。 (2) 観光客誘致宣伝	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 中心市街地活性化基本計画 釧路市の現行を引き継ぎ、各自治体に形成されている商店街等の実情を踏まえた中心市街地の範囲や支援のあり方などを検討。 (2) 地場産業振興対策 (3) 産業クラスター創造研究 (4) 物産振興・販路拡張 釧路市物産協会を軸として統合し、地場製品の宣伝普及と販路拡大を図る。	
4	釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) エネルギー利用技術研究活動 DME（ジメチルエーテル）の有効利用及び普及のための計画策定、試験研究施設誘致の方策、パイロットプラントの将来の活用方策等を産学官共同により検討。	
5	新市において廃止するもの (1) 農村地域工業等導入促進法に基づく助成適用 人口が 20 万人以上となり適用除外となるため、工業振興条例などの活用を含め代替制度を調整。	

6 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 「観光まつり・イベント」及び「港まつり」

テーマや開催時季の類似する観光まつり・イベント等は、PRの連携による相乗効果や同時開催による規模的レベルアップを実施団体間で協議する。

【参 考】 25 - 14 商工・観光関連事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 阿寒町、白糠町の「道の駅管理運営」	08-01-04-06	
	(2) 釧路市愛国ニュータウン公設小売市場(「公設商業施設」)	20-05-04-12	
	(3) 工業団地	20-05-05-01	
	(4) 工場適地	20-05-05-02	① 継続的に認められる現行の造成地を引き継ぐ
	(5) 釧路工業技術センター	20-05-07-01	① 施設は現行を引き継ぎ、負担金の取扱いは釧路市に統合
	(6) 阿寒町の「イオマンテの火まつり」(「観光伝統行事支援」)	20-08-01-02	
	(7) 釧路フィッシャーマンズワーフ計画推進	20-08-01-09	
	(8) 温泉保養施設	20-08-02-02	① 料金体系は施設やサービスの違い、委託先等の諸事情を踏まえ調整
	(9) 公営温泉源	20-08-02-03	

	(10) 釧路市観光国際交流センター	20-08-02-04	
	(11) 釧路市湿原展望台	20-08-02-05	
	(12) 米町ふるさと館	20-08-02-06	
	(13) キャンプ場、スキー場など「その他の公立・公共観光施設」	20-08-02-07	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 北海道信用保証協会出捐金	20-05-04-09	① 現行の出捐金を統合し引き継ぐ
	(2) 工業再配置促進法に基づく助成適用	20-05-05-03	
	(3) 産炭地振興対策	20-05-08-01	① 釧路産炭地域総合発展機構の基金出資金を引き継ぎ、石炭産業・産炭地振興の協議会は釧路市の現行に統合
	(4) 観光客誘致宣伝	20-08-01-03	① 合併後1年程度で広告掲載を集約 ② 各市町のパンフレットやポスターを活用して観光資源を過不足なく生かす調整を図る
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 中心市街地活性化基本計画	20-05-03-01	① 釧路市の現行を引き継ぎ、各自治体に形成されている商店街等の実情を踏まえた中心市街地の範囲や支援のあり方などを検討
	(2) 中小企業人材派遣等支援	20-05-04-06	
	(3) 地場産業振興対策	20-05-04-07	
	(4) 事業協同組合等組織化支援	20-05-04-13	
	(5) 産業クラスター創造研究	20-05-04-14	

	(6) TMO(タウンマネジメント機関)	20-05-06-02	① 釧路市の現行を引き継ぎ、各自治体に形成されている商店街等の実情を踏まえた中心市街地の範囲や支援のあり方などを検討 ② 振興計画や整備計画に盛り込まれている未着手の建設事業等は、新市建設計画の策定と合わせて検討
	(7) 石炭技術研修推進支援	20-05-08-03	
	(8) 物産振興・販路拡張	20-08-01-04 【先行調整項目】	① 釧路市物産協会を軸として統合し、 <u>地場製品の宣伝普及と販路拡大を図る</u>
	(9) 釧路港を核とした貿易振興支援	20-08-01-05	
	(10) コンベンション(集会・大会)誘致	20-08-01-08	
	(11) 釧路駅・釧路空港等の観光案内所、観光PRコーナーなど「その他主要な観光振興事業」	20-08-01-10	① 観光PRコーナーは新市としての展示に改める
4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) エネルギー利用技術研究活動	20-05-08-02	① <u>DME(ジメチルエーテル)の有効利用及び普及のための計画策定、試験研究施設誘致の方策、パイロットプラントの将来における活用方策等を産学官共同により検討</u>
5 新市において廃止するもの	(1) 農村地域工業等導入促進法に基づく助成適用	20-05-05-04	① <u>人口が20万人以上となり適用除外となるため、工業振興条例などの活用を含め代替制度を調整</u>
6 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 商店街多機能カード等導入促進	20-05-04-08	① 釧路市と音別町で実施されているが、事業主体である民間団体間で調整される
	(2) 「観光まつり・イベント」及び「港まつり」	20-08-01-01 【先行調整項目】 08-08-04-01	① <u>テーマや開催時季の類似する観光まつり・イベント等は、PRの連携による相乗効果や同時開催による規模的レベルアップを実施団体間で協議する</u>

	(3) 釧路ユースホステル(「国民宿舎・ユースホステル」)	20-08-02-01	① 老朽化のため休業中の施設の将来的な取扱いを新市で調整
--	-------------------------------	-------------	------------------------------

協議第16号

勤労者・消費者関連事業について

勤労者・消費者関連事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	25 - 15	勤労者・消費者関連事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 釧路市、白糠町の勤労者施設	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 雇用促進・安定対策 (2) 季節労働者対策 現行を引き継ぎ、冬季技能講習への講師派遣など国の動向に応じた側面支援を行なう。	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 消費者教育・啓発推進 釧路市の消費生活センターを拠点とし、各地の消費者協会と連携した消費生活行政を推進。 (2) 雇用労働相談 (3) 職業訓練センター及び職業訓練校への補助など「職業能力開発促進」	

【参 考】 25 - 15 勤労者・消費者関連事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) <u>釧路市、白糠町の勤労者施設</u>	20-07-03-01	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>雇用促進・安定対策</u>	20-07-01-01	① 現行組織を引き継ぎ、総合的な調整を行う
	(2) <u>季節労働者対策</u>	20-07-01-03	① 現行を引き継ぎ、冬季技能講習への講師派遣など国の動向に応じた側面支援を行なう
	(3) <u>Uターン促進</u>	20-07-01-06	① ハローワーク釧路や道の人材育成課と連携し、農業、漁業を含めた取り組みを推進
	(4) <u>緊急地域雇用創出特別対策推進事業(「その他の雇用対策」)</u>	20-07-01-07	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) <u>消費者教育・啓発推進</u>	20-06-02-01	① 釧路市の消費生活センターを拠点とし、各地の消費者協会と連携した消費生活行政を推進
	(2) <u>消費生活モニター</u>	20-06-03-01	
	(3) <u>消費者対策に係る条例</u>	20-06-04-01	
	(4) <u>定期検査、立入検査及び計量思想の普及啓発</u>	20-06-06-01	
	(5) <u>雇用労働相談</u>	20-07-01-02	① 現行の釧路市雇用労働相談所を中心とした相談対応を引き継ぐ
	(6) <u>職業訓練センター及び職業訓練校への補助など「職業能力開発促進」</u>	20-07-01-04	
	(7) <u>功労者表彰及び各種コンクールなど「技能尊重推進」</u>	20-07-01-05	

(8) 「労働ニュース」の発行(「労働福祉啓発等」)	20-07-02-02	
(9) 勤労者共済センター事業(「その他勤労者福祉対策」)	20-07-02-03	
(10) 労働基本調査	20-07-05-01	

協議第 17 号

建設関連事業について

建設関連事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	25 - 16	建設関連事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 空港施設 (2) 空港利用の国際化推進 (3) 港湾指定 (4) 港湾計画	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 市町道舗装整備 (2) 道路維持・補修 既存拠点施設を活用し、現行の維持・補修水準を確保。 (3) 街路灯整備 (4) 排水路・排水施設整備 (5) 橋梁整備 (6) 普通河川管理 (7) 河川維持・補修 (8) 建築確認	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 準用河川管理 (2) 建築許可	
4	釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 市町道認定基準	

【参 考】 25 - 16 建設関連事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) 釧路市動物園の 開催イベント	08-06-01-02	
	(2) <u>空港施設</u>	08-07-01-01 【先行調整項目】	
	(3) 空港施設整備	08-07-01-02	
	(4) <u>空港利用の国際 化推進</u>	08-07-02-02	
	(5) フラワーポート事 業、空の日記念行事な ど「空港振興に係るその 他主要事業」	08-07-03-01	
	(6) <u>港湾指定</u>	08-08-01-01 【先行調整項目】	
	(7) <u>港湾計画</u>	08-08-01-02	
	(8) 港湾整備に係る国 直轄事業	08-08-01-03	
	(9) 港湾機能施設整 備	08-08-01-04	
	(10) 港湾整備に係る 補助事業	08-08-01-05	
	(11) 臨海部土地造成	08-08-01-06	
	(12) 臨海公園維持管 理	08-08-02-01	

	(13) 港湾緑地及び関連施設	08-08-02-03	
	(14) 港湾利用に係る企業立地用地の分譲	08-08-03-03	
	(15) ポートセールス(「港湾振興に係るその他主要事業」)	08-08-04-02	
	(16) 港湾区域に係る埋立	08-08-05-01	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>橋梁整備</u>	08-01-03-02	① 設置経過年数等を考慮した計画的架け替えを実施
	(2) 道路台帳	08-01-04-02	
	(3) 市町道・里道の境界確認及び証明	08-01-04-04	
	(4) 法定外公共物(青溝・赤道等)譲与申請	08-01-04-05	
	(5) <u>市町道舗装整備</u>	08-01-05-01 【先行調整項目】	① 現行実施事業を推進
	(6) 簡易舗装整備	08-01-05-02	① 現行整備計画を推進
	(7) <u>排水路・排水施設整備</u>	08-01-05-03	(同上)
	(8) <u>街路灯整備</u>	08-01-05-04 【先行調整項目】	① 国道・道道との総合的な整備を調整
	(9) 生活道路整備	08-01-05-06	① 現行整備計画の推進を図るとともに、市町用地の認定外道路も適正な維持管理に努める
	(10) 道路改良(用地補償)	08-01-05-07	

(11) 用地登記	08-01-05-08	
(12) <u>道路維持・補修</u>	08-01-06-01	① <u>既存拠点施設を活用し、現行の維持・補修水準を確保</u>
(13) 跨線橋維持・補修	08-01-06-02	① 設置経過年数等を考慮した計画的架け替えを実施
(14) 道路維持に係る草刈委託	08-01-06-03	
(15) <u>普通河川管理</u>	08-02-01-03	
(16) <u>河川維持・補修</u>	08-02-01-04	
(17) 河川改良	08-02-02-01	① 現行整備計画を推進
(18) 河川整備に係る草刈委託	08-02-02-02	
(19) <u>建築確認</u>	08-03-03-02	
(20) 優良住宅・優良宅地認定	08-03-03-07	
(21) 住宅金融公庫受託事務	08-03-03-09	
(22) ハートビル法適合建築促進	08-03-03-12	
(23) 建設リサイクル法適合指導	08-03-03-13	
(24) 土木積算システム	08-05-02-01	

	(25) 工事残土流用システム	08-05-02-02	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 準用河川管理	08-02-01-02	
	(2) 建築主事の配置	08-03-03-01	
	(3) 違反建築物指導	08-03-03-03	
	(4) 建築許可	08-03-03-04	
	(5) 既存建築物の維持保全・防災対策指導	08-03-03-05	
	(6) 道路位置指定	08-03-03-08	
	(7) がけ地近接等危険住宅移転促進	08-03-03-10	
	(8) 放送電波電信障害防止の事前審査	08-03-03-11	
	(9) 建築動態統計調査	08-03-03-14	
4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 市町道認定基準	08-01-04-01 【先行調整項目】	

協議第18号

都市計画事業について

都市計画事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	25 - 17	都市計画事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの	
(1)	公園	
(2)	釧路市の都市開発計画及び市街地再開発事業	
(3)	釧路市営有料駐車場	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	
(1)	住居表示	
(2)	公園及び街路樹の維持管理 合併後3年程度で管理体制を統合。 また、類似の公園施設管理条例は統一。	
(3)	国土利用計画法に基づく土地取引の届出	
3	釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	
(1)	交通バリアフリー基本構想	
(2)	民間土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の認可・許可及び指導	
4	新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	
(1)	都市計画マスタープラン 法定手続等を考慮し、新市における総合計画に基づき策定。	
(2)	緑の基本計画 法定手続等を考慮し、新市における都市計画マスタープランに基づき策定。	

【参 考】 25 - 17 都市計画事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新 市に引き継ぐもの	(1) 釧路市、白糠町の 「公有地の拡大の推進 に関する法律に基づく 土地取引の届出」	09-01-02-10	
	(2) <u>釧路市営有料駐 車場</u>	09-01-07-01	
	(3) 釧路駅周辺開発 構想(「都市計画に係る その他主要事業」)	09-01-09-05	
	(4) 釧路市の民間土 地区画整理事業	09-02-01-01	
	(5) <u>釧路市の都市開 発計画</u>	09-02-02-01	
	(6) <u>釧路市の市街地 再開発事業</u>	09-02-02-02	
	(7) 釧路川後背地整 備事業	09-02-02-05	① 北海道開発局や北海道士木現業 所、関係自治体で構成する釧路川流域 委員会で事業を調整
	(8) 釧路シビックコア 地区整備推進連絡協議 会(「都市開発に係るそ の他主要事業」)	09-02-02-06	
	(9) <u>公園</u> (「都市公園 の現況」)	09-03-01-01	
2 各市町の現行 に基づく統合や 再編を行い、新 市全体に適用す るもの	(1) <u>国土利用計画法 に基づく土地取引の届 出</u>	09-01-02-09	
	(2) <u>住居表示</u>	09-01-08-02	

	(3) 都市計画図等の作成・頒布	09-01-09-02	① 合併後3年程度で図面サイズや販売方法等の相違を調整
	(4) 都市計画現況図数値化事業	09-01-09-03	① 合併後3年程度で下水道・水道施設等への利活用拡大などを考慮し統合
	(5) 都市計画関係の各種調査	09-01-09-04	
	(6) 公園の維持管理 (「都市公園の維持管理」)	09-03-01-02 【先行調整項目】	① 合併後3年程度で管理体制を統合 ② 類似の公園施設管理条例は統一
	(7) 街路樹の維持管理	09-03-02-01	① 合併後3年程度で管理体制を統合
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 交通バリアフリー基本構想	09-01-03-05	
	(2) 開発行為の許可・指導	09-01-05-01	① 適用対象地域は、都市計画をもつ釧路市及び白糠町
	(3) 宅地造成規制の許可・指導	09-01-05-02	
	(4) 急傾斜地崩壊防止事業	09-01-05-03	
	(5) 都市景観賞表彰制度	09-01-06-01	
	(6) 民間土地区画整理事業認可・指導	09-02-01-02	
	(7) 土地区画整理法第76条許可	09-02-01-04	
	(8) 市街地再開発事業等許可・指導	09-02-02-03	
	(9) 緑化推進表彰制度	09-03-02-02	

	(10) 植樹祭、花壇コンクールなど「緑化に係るその他主要事業」	09-03-02-03	
4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) <u>都市計画マスタープラン</u>	09-01-01-01 【先行調整項目】	① <u>法定手続等を考慮し、新市における総合計画に基づき策定</u>
	(2) 都市圏道路網マスタープラン	09-01-01-02	① 新市における計画を北海道と協議
	(3) <u>緑の基本計画</u>	09-01-01-03 【先行調整項目】	① <u>法定手続等を考慮し、新市における都市計画マスタープランに基づき策定</u>
	(4) 市街地開発事業の計画決定・変更	09-01-04-01	① 現行は対象事業がなく、合併後に対応

協議第 19号

市町村営住宅事業について

市町村営住宅事業について、下記のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 12 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	25 - 18	市町村営住宅事業
1 現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 阿寒町の宅地分譲事業 (2) 音別町の特定公共賃貸住宅事業		
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 住宅マスタープラン 合併後 2 年程度で現行計画を再編。		
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの (1) 住宅使用料の収納業務 (2) 入居申し込みの方法 (3) 修繕等の維持管理		

【参 考】 25 - 18 市町村営住宅事業 『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 阿寒町の宅地分譲事業	08-03-02-01	
	(2) 音別町の特定公共賃貸住宅事業	08-04-01-10	

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	<u>(1) 住宅マスタープラン</u>	08-04-01-06 【先行調整項目】	① <u>合併後2年程度で現行計画を再編</u>
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	<u>(1) 住宅使用料の収納業務</u>	08-04-01-03 【先行調整項目】	① 収納業務の効率化や経費節減を図る
	<u>(2) 入居申し込みの方法</u>	08-04-01-05	
	<u>(3) 耐震診断・耐震改修</u>	08-04-01-07	
	<u>(4) 修繕等の維持管理</u>	08-04-01-08	
	<u>(5) 住宅住替制度</u>	08-04-01-09	

協議第20号

上・下水道事業について

上・下水道事業について、下記のとおり提出する。

平成16年11月12日提出

釧路地域4市町合併協議会
会長 伊東良孝

記

協定項目番号	25-19	上・下水道事業
1	現行のまま新市に引き継ぐもの	
(1)	水道、簡易水道、工業用水道及び農業用水道事業の浄水施設	
2	各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	
(1)	水道事業の認可 釧路市及び白糠町は水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ新市としての同経営認可申請を行う。	
(2)	水道会計 釧路市・白糠町の上水道事業を一の企業会計として統合。	
(3)	簡易水道事業の認可 各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行う。 なお、現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討。	
(4)	簡易水道会計 阿寒町簡易水道事業は地方公営企業法を全面適用し釧路市・白糠町の上水道事業と一の企業会計として統合し、白糠町・音別町の特別会計は一の特別会計として統合。	
(5)	工業用水道事業	
(6)	農業用水道事業	
(7)	水道料金等の収納 合併後2年程度で地域の実情に十分配慮した効率的な収納体制を整備（委託化推進）。 延滞金規定、給水停止基準、料金減免規定等は釧路市の基準に統一するが、一部簡易水道で行っている福祉減免は合併後2年程度で整理を行う。	
(8)	下水道事業計画 釧路市及び白糠町を処理区とする公共下水道、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道の2事業に統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進。	
(9)	下水道会計 白糠町の公共下水道及び阿寒町・音別町の特定環境保全公共下水道は、合併後2	

年程度で特別会計から企業会計へ移行することとし、資産の整理や事務処理の統一に取り組む。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 水道料金等の賦課

合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知。
また、用途認定等の賦課基準も釧路市の基準に統一。

(2) 下水道使用料等の賦課

検針・調定体制は、合併後2年程度で統一を図る。

また、新市の賦課基準は以下、ア～エに統一。

ア 水道水は水道使用量

イ 井戸水(地下水)は量水器または使用実態により認定(ただし、家事用の使用は人数による基準水量を設ける)

ウ 温泉水は量水器または使用実態により認定(ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量認定とする)

エ 使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用実態により認定

(3) 私道への公共下水道管渠布設制度

布設要件の住宅戸数は2戸以上とする。

【参 考】 25 - 19 上・下水道事業『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市、阿寒町の雨水整備	10-03-01-01	① 現認可のもと整備を推進
	(2) 水道事業の浄水施設	12-01-01-03	① 施設は現行を引き継ぎ、遠方監視を含めた運転管理方法等の統合を検討
	(3) 釧路市の「南大通ビル秋季消防総合訓練」(「水道事業に係るその他主要事業」)	12-01-03-15	
	(4) 簡易水道事業の浄水施設	12-02-01-03	
	(5) 工業用水道事業の浄水施設	12-03-01-03	① 効率的管理体制や職員配置等を検討

	(6) 農業用水道事業の浄水施設	12-04-01-03	<p>① 施設は現行を引き継ぎ、効率的管理体制を検討</p> <p>② 簡易水道事業への変更と関連させ施設整備計画を策定し、効率的整備を図る</p>
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 下水道事業計画	10-01-01-01 【先行調整項目】	① 釧路市及び白糠町を処理区とする公共下水道、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道の2事業に統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進
	(2) 下水道整備	10-01-01-02	① 現行計画を引き継ぎ統合するとともに、新市における整備計画を早期に策定
	(3) 下水道台帳	10-01-01-03	① 図面を含む管理方法を調整
	(4) 下水道処理施設の整備	10-01-01-04	① 新市における増設・更新計画を策定し、整備を推進
	(5) 工場排水等指導	10-01-01-09	① 「特定事業場からの下水の排除制限」、「除害施設の排水基準の適用排水量」共に、BOD 1000mg/ℓ以下、SS 1000mg/ℓ以下、排水量 50m ³ /日以上とする
	(6) 下水道会計	10-01-03-01 【先行調整項目】	① 白糠町の公共下水道及び阿寒町・音別町の特定環境保全公共下水道は、合併後2年程度で特別会計から企業会計へ移行することとし、資産の整理や事務処理の統一に取り組む
	(7) 水道事業の認可	12-01-01-01 【先行調整項目】	① 釧路市及び白糠町は水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ新市としての同経営認可申請を行う
	(8) 水道事業	12-01-01-02	① 新市としての水道事業経営認可申請に合わせ、改修・更新を含めた事業計画を策定し未普及区域の解消に努める
	(9) 水道事業の配水管整備	12-01-01-04	① 計画的な整備を推進

(10) 消火栓整備	12-01-01-05	① 消防本部と協議し新市における整備計画を策定し、整備を推進 ② 財産は新市の水道事業所管として引き継ぎ、そのための整理を西部消防組合において行う
(11) 水道事業の管路耐震化	12-01-01-06	① 釧路市の耐震化改修、釧路市及び白糠町の老朽管更新は現行計画を引き継ぐ ② 耐震化及び老朽管更新計画を新市で見直し、計画的更新を行う
(12) 水源水質保全	12-01-01-07	① 釧路川水質保全協議会の取り組みを引き継ぐとともに、河川その他各水源の水質動向や流域等の実態に適った水質保全に努める
(13) 水道拡張事業計画	12-01-01-08	① 釧路市と白糠町の区域ごとの現行計画を新市でも踏襲
(14) 水道メーターの設置	12-01-01-09	① 現行どおり止水栓の設置を義務づけるとともに、メーターの新設・更新費用の取扱いは釧路市の基準に統合する
(15) <u>水道会計</u>	12-01-03-02 【先行調整項目】	① <u>釧路市・白糠町の上水道事業を一の企業会計として統合</u>
(16) 水道施設台帳	12-01-03-05	
(17) 水利権	12-01-03-06	① 河川法第 33 条に基づき新市への継承を届出
(18) 水道事業の財政収支計画	12-01-03-07	① 中長期的な事業実施計画及び財政収支計画を早急に策定
(19) 給水装置設置工事審査・検査	12-01-03-08	① 合併後1年程度で材料の一部指定や給水方式等の基準を統一 ② 配水圧・配水方式に関係する事前審査や検査内容重点項目等も速やかに統一
(20) 水道関係表彰制度	12-01-03-13	① 日本水道協会・全国簡易水道協議会に加入し、同一条件で表彰

(21) 給配水管の漏水	12-01-03-14	<p>① 漏水復旧の職員体制は市町単位の現行を引き継ぐが、合併後1年程度で迅速な対応に統合</p> <p>② 漏水復旧の業者対応は合併後1年程度で地域別に迅速な対応を行える体制に再編</p> <p>③ 漏水復旧費用の精算方式は釧路市の方式に統一</p> <p>④ 夜間・休日の漏水事故等の対応は新市の管工事業協同組合等に委託し、地域別の当番制で対応</p> <p>⑤ 釧路市貝塚ポンプ場構内の漏水対応緊急備蓄資材は新市に引き継ぐとともに、釧路市以外の町で採用している塩化ビニール管の備蓄も検討</p>
(22) 簡易水道事業の認可	12-02-01-01 【先行調整項目】	<p>① <u>各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行う</u></p> <p>② <u>現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討</u></p>
(23) 簡易水道事業	12-02-01-02	<p>① 分散する給水区域や水道施設の統合を検討</p> <p>② 現行施設の更新にあたり考えられる現地改修や近隣施設との統合等は、新市における事業会計の健全化を図りながら計画的に検討</p>
(24) 簡易水道事業の配水管整備	12-02-01-04	<p>① 現行を引き継ぎ、計画的に老朽管を更新</p>

(25) <u>簡易水道会計</u>	12-02-02-02 【先行調整項目】	<p>① <u>阿寒町簡易水道事業は地方公営企業法を全面適用し釧路市・白糠町の上水道事業との企業会計として統合し、白糠町・音別町の特別会計は一の特別会計として統合</u></p> <p>② 会計システムは水道事業システムを活用して開発</p> <p>③ 一般会計からの繰り入れで賄っている収支差について、地方債の借入残高、今後の施設改修・更新計画等を総合的に突合したうえで企業会計への統合について慎重に判断</p>
(26) <u>工業用水道事業</u>	12-03-01-02	
(27) 工業用水道事業の配水管整備	12-03-01-04	
(28) 工業用水道会計	12-03-02-01	<p>① 釧路白糠工業用水道企業団と音別町の2事業を統合</p> <p>② 会計システムは速やかに統一を図り、ハードの導入も検討</p> <p>③ 企業債元金等の償還額増嵩に伴い不足額が生じるが、健全経営の確保を検討</p> <p>④ 料金は給水原価や供給する水質が異なるため単一とせず、それぞれの体系を引き継ぐ</p>
(29) 工業用水道事業の水質検査体制	12-03-02-02	
(30) 農業用水道事業の認可	12-04-01-01	① 統合する営農用水施設条例を経済産業担当部署で策定
(31) <u>農業用水道事業</u>	12-04-01-02	(同上)

	(32) 農業用水道事業の配水管整備	12-04-01-04	① 管路図未整備自治体の整備を推進
	(33) 農業用水道会計	12-04-02-02	① 特別会計に統合するが、簡易水道へ順次変更した事業から水道事業に移管 ②会計システムは導入の方向で調整 ③ 使用料は現行を引き継ぎ、新市の農業政策の中で統合を検討
	(34) 農業用水道事業の水質検査体制	12-04-02-03	
	(35) 水道料金等の収納	12-05-02-03	① <u>合併後2年程度で地域の実情に十分配慮した効率的な収納体制を整備(委託化推進)</u> ② <u>延滞金規定、給水停止基準、料金減免規定等は釧路市の基準に統一するが、一部簡易水道で行っている福祉減免は合併後2年程度で整理を行う</u>
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 下水道処理施設の維持管理	10-01-01-05	① 維持管理委託契約は釧路市の積算基準とする ② 汚泥の資源としての有効利用に努める
	(2) 公共汚水ます・取付管設置基準	10-01-01-06	
	(3) <u>私道への公共下水道管渠布設制度</u>	10-01-01-07	① <u>布設要件の住宅戸数は2戸以上とする</u>
	(4) 開発行為等の下水道施設設計指導	10-01-03-03	
	(5) 工事用排水の公共下水道使用許可	10-01-03-04	
	(6) 排水設備工事店の取扱い	10-01-03-07	① 有効期間は4年間、登録手数料は10,000円とする

(7) 下水道の日記念行事(「下水道事業に係るその他主要事業」)	10-01-03-09	① 釧路市の現行事業を引き継ぎ、各地域の実態に即し、内容の多様化や充実を図った普及活動を行う
(8) 下水道使用料等の検針・調定	10-02-02-01	① 水道事業へ委託し、検針時期は合併後2年程度で統一
(9) 下水道使用料等の賦課	10-02-02-02	① 検針・調定体制は、合併後2年程度で統一を図る ② 新市の賦課基準は以下、ア～エに統一 ア 水道水は水道使用量 イ 井戸水(地下水)は量水器または使用実態により認定(ただし、家事用の使用は人数による基準水量を設ける) ウ 温泉水は量水器または使用実態により認定(ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量認定とする) エ 使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用実態により認定
(10) 下水道使用料等の収納	10-02-02-03	① 水道事業へ委託し、新市における督促手数料・延滞金・減免規定等を統一、ただし生活保護を除く福祉減免は、合併後2年程度で整理
(11) 受水槽(貯水槽)の検査	12-01-01-10	
(12) 水道事業の水質検査体制	12-01-03-03	① 釧路市の自己検査を基本とし、各自治体の水源から浄水処理、給水栓までの水質管理上の課題を早急に突合
(13) 水道事業の広報事業	12-01-03-10	① 積極的な情報公開及び提供に努める
(14) 簡易水道事業の水質検査体制	12-02-02-03	① 釧路市の自己検査を基本とし、各自治体の水源から浄水処理、給水栓までの水質管理上の課題を早急に突合
(15) 水道破損金	12-05-01-02	① 「原因者費用負担」及び「消火栓の損傷事故破損金」は釧路市の対応に統合

<p>(16) 水道料金等の検針・調定</p>	<p>12-05-02-01</p>	<p>① 合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知</p> <p>② 検針体制は全面委託でハンディターミナル利用システムを導入し、検針員の業務内容など委託基準も統一</p>
<p><u>(17) 水道料金等の賦課</u></p>	<p>12-05-02-02</p>	<p><u>① 合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知</u></p> <p><u>② 用途認定等の賦課基準も釧路市の基準に統一</u></p>

協議第 2 1 号

公立病院等事業について

公立病院等事業について、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日提出

釧路地域 4 市町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

記

協定項目番号	2 5 - 2 0	公立病院等事業
1 現行のまま新市に引き継ぐもの (1) 公立病院、診療所の施設及び体制 病院と診療所間の機能連携を図る。 また、将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整。 なお、医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理。		
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの (1) 公立病院及び診療所の運営 釧路市と阿寒町の病院会計は統合し、他の診療所会計はそのまま引き継ぐ。 また、将来における現市立釧路総合病院の分院化等の調整と併せて会計も調整。		

【参 考】 25 - 20 公立病院等事業 『調整方針要約一覧』

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 公立病院、診療所の施設及び体制	19-01-01-02	① 病院と診療所間の機能連携を図る ② 将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整 ③ 医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理

<p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p>	<p><u>(1) 公立病院及び診療所の運営(「公立病院等の財政状況」)</u></p>	<p>19-01-01-03</p>	<p>① 資産・債務等は新市に引き継ぐ</p> <p>② <u>釧路市と阿寒町の病院会計は統合し、他の診療所会計はそのまま引き継ぐ</u></p> <p>③ <u>将来における現市立釧路総合病院の分院化等の調整と併せて会計も調整</u></p>
---	--	--------------------	--

その他（１）

第５回協議会の開催予定について

- ・日時 平成１６年１２月１４日（火曜日）午後１時３０分
- ・場所 釧路パシフィックホテル ２階 白鳳の間